

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2018-183434(P2018-183434A)
【公開日】平成30年11月22日(2018.11.22)
【年通号数】公開・登録公報2018-045
【出願番号】特願2017-87425(P2017-87425)
【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【FI】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の遊技釘が植設された遊技盤を有する遊技機におけるこれら遊技釘の検査が可能な装置を用いた遊技釘検査方法であって、

前記装置の傾きを検出するステップと、

前記複数の遊技釘を、撮像手段を用いて予め定められた範囲内に収まるように撮像させる際、前記検出した前記装置の傾きを勘案して撮像させるステップと、

前記撮像させた画像から前記装置を用いて遊技釘の位置を特定するステップと、

前記特定した遊技釘の位置と、前記装置に予め格納されている遊技釘の検査合否の基準となる情報とを比較し、該特定した遊技釘の位置の合否を、前記装置を用いて判定するステップと、を含んでなる遊技釘検査方法。

【請求項2】

前記特定した遊技釘の位置と、前記装置に予め格納されている遊技釘の検査合否の基準となる情報とを比較し、該特定した遊技釘の位置の合否を、前記装置を用いて判定するにあたって、前記撮像させた画像から前記装置を用いて遊技釘の頭部位置を特定し、該特定した遊技釘の頭部位置と、前記装置に予め格納されている遊技釘の検査合否の基準となる情報との差分を算出し、該算出した差分が所定の範囲内か否かでもって、該特定した遊技釘の頭部位置の合否を、前記装置を用いて判定してなる請求項1に記載の遊技釘検査方法。

【請求項3】

前記装置は、前記撮像手段を備え、

前記撮像手段を用いて予め定められた範囲内に収まるように撮像させる際、前記遊技盤と前記装置との位置関係が平行となると該撮像手段による撮像が可能となる請求項1又は2に記載の遊技釘検査方法。

【請求項4】

前記撮像手段は、前記遊技盤と前記装置との位置関係が平行となると、自動で撮像してなる請求項3に記載の遊技釘検査方法。

【請求項5】

前記撮像手段を用いて予め定められた範囲内に収まるように撮像させる際、前記遊技釘の検査合否の基準となる情報に基づくガイド情報を表示させて撮像させてなる請求項1～

4 の何れか 1 項に記載の遊技釘検査方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項 1 に係る遊技釘検査方法の発明によれば、複数の遊技釘（例えば、図 4 に示す遊技釘 48）が植設された遊技盤（例えば、図 4 に示す遊技盤 YB）を有する遊技機（図 2 に示すパチンコ遊技機 10）におけるこれら遊技釘（例えば、図 4 に示す遊技釘 48）の検査が可能な装置（例えば、図 1 に示す使用者端末 2）を用いた遊技釘検査方法であって、

前記装置（例えば、図 1 に示す使用者端末 2）の傾きを検出するステップ（例えば、図 10 に示すステップ S25）と、

前記複数の遊技釘（例えば、図 4 に示す遊技釘 48）を、撮像手段（例えば、図 9 に示す撮像部 205）を用いて予め定められた範囲内（例えば、図 13 に示す撮像枠（画像 P15a））に収まるように撮像させる際、前記検出した前記装置（例えば、図 1 に示す使用者端末 2）の傾きを勘案して撮像させるステップ（例えば、図 10 に示すステップ S25）と、

前記撮像させた画像から前記装置（例えば、図 1 に示す使用者端末 2）を用いて遊技釘の位置を特定するステップ（例えば、図 10 に示すステップ S26）と、

前記特定した遊技釘の位置と、前記装置（例えば、図 1 に示す使用者端末 2）に予め格納されている遊技釘の検査合否の基準となる情報とを比較し、該特定した遊技釘の位置の合否を、前記装置（例えば、図 1 に示す使用者端末 2）を用いて判定するステップ（例えば、図 10 に示すステップ S27）と、を含んでなることを特徴としている。